

自 令和 6 年 3 月 4 日

至 令和 6 年 3 月 1 5 日

第 1 回 和木町議会定例会

令和 6 年第 1 回和木町議会定例会

（令和 6 年 3 月 4 日）

○ 議事日程 別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 1 号

例月現金出納検査の結果について

2. 報告第 2 号

和木町手数料徴収条例の一部改正に関する専決処分について

3. 報告第 3 号

令和 5 年度和木町一般会計補正予算（第 8 号）に関する専決処分について

4. 議案第 1 号

令和 5 年度和木町一般会計補正予算（第 9 号）

5. 議案第 2 号

令和 5 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

6. 議案第 3 号

令和 5 年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

7. 議案第 4 号

令和 5 年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

8. 議案第 5 号

令和 5 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

9. 議案第 6 号

令和 5 年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 10. 議案第 7 号
和木町犯罪被害者等支援条例
- 11. 議案第 8 号
和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 12. 議案第 9 号
和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 13. 議案第10号
和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例
- 14. 議案第11号
町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 15. 議案第12号
和木町山の手駐車場条例の一部を改正する条例
- 16. 議案第13号
和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 17. 議案第14号
和木町介護保険条例の一部を改正する条例
- 18. 議案第15号
和木町道海公園条例の一部を改正する条例
- 19. 議案第16号
和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例
- 20. 議案第17号
和木町営住宅条例の一部を改正する条例
- 21. 議案第18号
和木町営その他住宅管理条例の一部を改正する条例
- 22. 議案第19号
和木町営蜂ヶ峯住宅管理条例の一部を改正する条例
- 23. 議案第20号
和木町消防団条例の一部を改正する条例
- 24. 議案第21号
和木町総合福祉会館の指定管理者の指定同意について

25. 議案第22号

和木町蜂ヶ峯総合公園の指定管理者の指定同意について

26. 議案第23号

和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する
協定の一部を変更することについて

27. 議案第24号

令和6年度和木町一般会計予算

28. 議案第25号

令和6年度和木町国民健康保険特別会計予算

29. 議案第26号

令和6年度和木町介護保険特別会計予算

30. 議案第27号

令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

31. 議案第28号

令和6年度和木町簡易水道事業会計予算

32. 議案第29号

令和6年度和木町公共下水道事業会計予算

33. 議案第30号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれ
に伴う規約の変更について

○出席議員（10名）

1 番	三分一 淳	
2 番	明本 光弘	
3 番	津島 宏保	
5 番	嘉屋 富公	
6 番	上田 丈二	
7 番	中村 充子	
8 番	灰岡 裕美	
9 番	小林 秀嘉	
10 番	小森 脇明美	副議長
11 番	兼本 信昌	議長

○説明のため出席した者

町 長	米本 正明	
副町 長	田中 雅彦	
企画総務課 長	渡邊 良平	
税務課 長	坂本 啓三	
住民サービス課 長	上村 克司	
都市建設課 長	山下 純二	
保健福祉課 長	鳥枝 靖典	
教育 長	重岡 良典	教育委員会
事務局 長	松井 敏浩	〃

○会議に従事した職員

事務局 長	吉岡 司
書記	松島 久子

令和6年第1回（3月）定例会

開 会 9時 00分

議 長 和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。

また携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようお願いいたします。

議 長 ただいまから、令和6年第1回和木町議会定例会を開会します。

議 長 はじめに、この度の能登半島地震で亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表し、1分間の黙とうを捧げたいと思います。

皆さんご起立願います。

黙とう。

議 長 黙とうを終わります。ご着席ください。

議 長 これより本日の会議を開きます。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番議員 明本光弘君、3番議員 津島宏保君を指名します。

議 長 日程第2 諸般の報告を行います。

先の定例会以後、1月31日～2月1日、東京で全国市議会議長会基地協議会総会が開催され私が出席しました。

2月20日、山口市で山口県町議会議長会定例会が開催され、私が出席しました。また、同日、山口市で開催された町議会議員研修会に全議員が出席しました。

その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますのでご了承願います。

令和6年第1回（3月）定例会

議 長	次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。 議会運営委員会委員長 津島宏保君。
議 長	津島宏保君。
津 島 議 員	議会運営委員会からご報告いたします。 町長より、本日3月4日議会が招集されたことに伴い、2月22日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について次の通り申し合わせを行いました。 本定例会に付議されております案件は、報告3件、議案30件でございます。 本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第1号から第3号、議案第1号から議案第30号までの議案説明と質疑を行い、報告第2号と第3号は討論、採決まで行います。 6日は一般質問、7日は総務文教常任委員会、広報広聴常任委員会、8日は民生建設委員会を行います。 議案第24号から議案第29号、令和6年度予算案につきましては、議長を除く、全議員による予算特別委員会を設置し、11日、13日、14日に予算特別委員会を行い、申し合わせにより、委員長に嘉屋議員、副委員長に上田議員とし内容を審査することとします。 最終日は3月15日で、討論、採決を行うこととします。 よって、本定例会の会期を、本日、3月4日から3月15日までの12日間とし、日程はお手元に配布しておりますとおりでございます。 皆様のご理解とご協力を申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。 議会運営委員会委員長 津島宏保
議 長	以上で、諸般の報告を終わります。

令和6年第1回（3月）定例会

議 長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月15日までの12日間としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

異議なしと認めます。

議 長

したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間とすることに決定いたしました。

議 長

日程第4 行政報告について
町長の報告を求めます。米本町長。

米 本 町 長

皆さん、おはようございます。

行政報告をさせていただく前に、先程黙祷を捧げさせていただきましたが、令和6年の元旦に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられました方々とそのご遺族に対し、深く哀悼の意を表しますと共に、被災された全ての方にお見舞いを申し上げます。

また被災者の救援と被災地支援のためにご尽力をされている方々に心より敬意を表する次第でございます。被災地では厳しい寒さの中苦しい生活が続いておりますが、皆様の安全と一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

皆様ご承知のとおり、地震災害は、時と場所を選ばず突然襲ってまいります。大災害の初動に対して、私ども自治体は全くの無力であり、平素から少しずつ準備を重ねてはおりますが、なすすべが無いことは真実でございます。町民の皆様には、まずは自助ということで当座を凌げる持出袋など最低限の準備をお願いしたいと思います。

それでは、本日は町制施行50周年記念事業の総括とその他6件の事柄についてご報告を申しあげます。

まずは、町制施行50周年記念事業の総括についてでございます。

皆様ご存じの通り、和木町が昨年4月1日に町制施行50周年を迎えたことから、今年度は大小数多くの記念事業を実施してまいりました。

記念事業の実施にあたっては基本理念を「町民一人ひとりが主人公として祝い、すべての人が笑顔にあふれ、わきあいあいと楽しむことができる事業を開催する」と設定し、「小さなお子様からご高齢の方まで、すべての町民の皆様がいずれかに参加できるような記念イベントを実現していくこと」を目指してまいりました。

それでは主な記念事業を振り返ってみたいと思います。

最初の記念事業は、NHK「おかあさんといっしょ」の体操のお兄さんで有名な、佐藤ひろみちさんをお招きし、5月に親子体操教室と講演会を開催いたしました。また同じく5月に現在、和木町PR大使である村井優さんが企画した「Waki-Hachi Festival」を開催し、早朝の気球搭乗体験、夜のバルーンランタン打ち上げなど、盛りだくさんの内容で、町内外から多くの方にお越しいただきました。

7月には町内の小中学生を対象に、英語の実践力及び運動能力の向上を図ることを目的とした「イングリッシュスポーツキャンプ」を開催、そして8月には和木中学校グラウンドを会場に、全町民の皆さまを対象とした「和木町盆踊り大会」を実に30年ぶりに開催いたしました。企画段階から準備にわたって、和木町盆踊り保存会をはじめ、多くの地域の方々が関わってくださったからこそ実現できた、町民の方々の絆が深まる素晴らしいイベントであったと感じております

11月には多くのご来賓と町民の皆さまのご臨席のもと、町制施行50周年記念式典を挙行し、ご来賓から心のこもった祝辞を頂くとともに、本町発展のために永年ご尽力をいただいた個人や団体の方々に感謝を伝える表彰式が行われ、ダンスやコーラスのアトラクションに華を添えて頂き、多くの方々から町制施行50周年に相応しい、厳かな中にも温もりが感じられ

た、素晴らしい式典とのお言葉を頂きました。

また、26日には岩国藩鉄砲隊保存会をお呼びしたチャンバラ合戦やアーバンスポーツイベントも同時開催をしたところでございます。

12月には文化協会主催の「WAKI コンサート 23」において50周年企画「第九を歌おう」で和木町初となるベートーベンの交響曲第9番第4楽章の大合唱が4人のソリストをお招きし開催をされました。

当日私も拝聴させて頂きましたが、ソリストの方の圧倒的な声量に魅了された、感動的なコンサートとなりました。ご指導いただきました村上先生をはじめピアノを連弾されたピアニストの二人、そして開催にご尽力いただいたすべての方々に感謝申し上げる次第でございます。

そして年明けの1月11日には、女優でありタレントの友近さんを講師にお迎えし、町制施行50周年記念講演を開催いたしました。講演では、友近さんの夢であったお笑い芸人になるまでの、学生時代のエピソードやアルバイトの際の経験談などを面白おかしく紹介し、会場を沸かせました。「人生一度きり。とにかくチャレンジ」をモットーにいろんなことに挑戦され、様々な出会いが、今のタレント活動につながっていることをお話されました。この講演会をもって、町制施行50周年記念事業の主だった事業は無事終了となりました。

私は式典や各種の記念事業を通じて、町制施行50周年のキャッチフレーズである「笑顔つなぐ つなげる、和木のころ・未来。」のとおり、この半世紀におよぶ和木町の歩みを、町民の皆さまと共有することができ、未来の世代に笑顔あふれる和木町の魅力をつないでいく大きな節目の年になったのではないかと考えております。

和木町の歴史を60周年、80周年へと未来へつなげて参りたいと考えておりますので、皆様には今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、町制施行50周年記念事業の総括とさせていただきます。

次に、村重杏奈さんの和木町PR大使の委嘱についてでございます。

町では、昨年8月に「和木町PR大使制度」を創設し、和木町のイメージ向上と地域の活性化などを図るために、現在1名の方を大使に委嘱し、町のPRにご協力いただいております。

この度、アイドルグループHKT48の元メンバーで、現在はバラエティ番組やモデル業など、マルチに活動されているタレントの村重杏奈さんに和木町PR大使として就任していただき、去る2月26日に委嘱状交付を執り行いました。

小さな時から見知っておりました村重さんが立派に成長し大活躍され、この度和木町PR大使をお引き受け頂きましたことは私も大変嬉しく思っているところでございます。

和木町で生まれ育った村重杏奈さんには今後、出演メディアやSNSなどを通じて、和木町の魅力を全国にPRしていただきたいと思います。

以上、村重杏奈さんの和木町PR大使の委嘱についての報告とさせていただきます。

3番目として、低所得者への給付金事業についてでございます。

価格高騰による生活の負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象とした1世帯あたり7万円の給付につきましては、2月9日から順次、支給しております。支給対象者に確認書を送付するプッシュ型で、支給対象世帯は530世帯であり、2月20日現在で、449世帯に支給を致しました。

また、2月15日付で専決処分させていただきました住民税均等割のみ課税世帯への10万円の給付及び、低所得世帯の児童への5万円の給付につきましては、均等割のみの課税世帯は200世帯、対象児童は100人を見込み、3月中旬からプッシュ型で支給する予定としております。いずれも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての事業となります。

以上、低所得者への給付金事業についての報告とさせていただきます。

次に、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び和木町子育て給付金の支給についてでございます。

昨年3月に政府が閣議決定し、本年2月末を申請期限としておりました低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金、子ども1人当たり5万円の給付するものでございますが、この給付金につきましては、対象児童38人21世帯に対し、総額190万円を支給いたしました。

また、昨年11月に閣議決定された物価高騰対策として各自治体に交付される重点支援地方交付金を活用した和木町子育て給付金、こちらは子ども1人につき1万5千円を給付する、町独自の給付金でございますが、こちらにつきましては、2月末時点で対象児童1,137人608世帯に対し、総額1,705万5千円を支給したところでございます。

以上、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び和木町子育て給付金の支給についての報告とさせていただきます。

次に5番目として、粗大ごみ等を直接搬入する際の手順等の変更についてでございます。

本年4月1日から、和木町クリーンセンターに粗大ごみ等を直接搬入する際の手順等を変更いたします。これまでは、役場窓口で受付・料金の支払いを行った後、クリーンセンターに搬入していただいておりますが、今後は役場窓口にお越しいただくことなく、搬入先のクリーンセンターで直接、受付・料金の支払いを行っていただくこととなります。

また、併せて料金及び1日当たりの搬入回数の上限が変更となります。詳細につきましては、新年度のごみカレンダーでご確認をお願いいたします。

以上、粗大ごみ等を直接搬入する際の手順等の変更についての報告といたします。

次に6番目として、和木町二十歳のつどいについてでございます。

1月6日、文化会館において、和木町二十歳のつどいを開催いたしました。名称を「二十歳のつどい」に変更してから2回目となる今年、対象者は、和木小学校、和木中学校を卒業した

方など68名で、そのうち50名の方が式典に出席されました。

この式典には、小学校、中学校時代の恩師もお招きし、和木町の未来を担う若者に対し、温かい餞の言葉を頂きました。

式の締めくくりには、今年の「二十歳のつどい実行委員会」代表者上村優芽さんから、家族、地域の皆様への感謝の言葉とともに、「他の人を思いやり、多様性を受容する社会環境がさらに広がることで全ての方が人生を幸せに暮らせることを願います」と抱負を述べられました。

以上、和木町二十歳のつどいについてのご報告とさせていただきます。

最後に、日米交流事業についてご報告申し上げます。

1月8日、和木小学校で、アメリカ海兵隊岩国基地の子どもと和木町の小学生が参加し、中国四国防衛局の主催で和木町新春日米交流書初め会が開催されました。

書初め会のスタートは、広島県立大竹高校書道部の皆さんによる書道パフォーマンスが行われ、「飛躍・挑戦・夢」を書き上げ、明るく、力強いメッセージを頂きました。続いて行われた書初めでは、日米の子どもたち30名が、同書道部の先生と生徒・スタッフから、筆づかいや文字の書き方など指導を受けたのち、見本の「書」をお手本にしながら、自分の気に入った漢字やひらがなを選び、思い思いに書道を楽しみました。

書道の後、子どもたちは、羽根つきやけん玉、凧揚げなど、日本の伝統的な遊びを通じて日米の交流を深めました。

また、この書初め会の作品は、1月9日から1月21日まで、文化会館ホワイエで展示を行い、多くの方々にご覧をいただいたところでございます。

以上、日米交流事業についての報告とさせていただきます。

これを持ちまして行政報告とさせていただきます。

議

長

日程第5 報告第1号 例月現金出納検査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果の報告がありましたのでご了承願います。

議 長

日程第6 報告第2号 和木町手数料徴収条例の一部改正に関する専決処分について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

上村住民サービス課長。

上 村 住 民
サ ー ビ ス
課 長

報告第2号 和木町手数料徴収条例の一部改正に関する専決処分についてご説明いたします。

本報告は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した和木町手数料徴収条例の一部改正について、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

本専決処分では、昨年12月6日に公布された、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」に基づき、和木町手数料徴収条例について、所要の改正を行っております。

改正の概要ですが、本年3月1日から、戸籍法の一部改正により「戸籍の広域交付」や「戸籍電子証明書提供用識別符号」の発行等が始まったことから、その手数料額等について定めたものでございます。

主だった改正点につきまして、簡単にご説明させていただきます。3点ほどございます。

まず、1点目でございますが、戸籍謄本及び除籍謄本の広域交付に係る規定を加えております。広域交付とは和木町に本籍が無い方でも和木町の窓口で戸籍の請求が可能になるもので、1通あたりの手数料額は本籍地での交付と変わらず戸籍謄本450円、除籍謄本750円でございます。

次に、2点目ですが、「電子証明書提供用識別符号」の発行に係る規定を加えております。現在、行政手続きのために各機関に紙ベースの戸籍謄本等を添付する場合がありますが、今後、市区町村の窓口で交付された識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍謄本等の添付を省略することが可能となる予定です。

この識別符号の発行に係る手数料は、戸籍電子証明書が400円、除籍電子証明書が700円となります。

最後に3点目ですが、「届書等情報内容証明書」の交付や閲覧に係る文言を加えております。これは、「出生届や婚姻届といった各種届出書類を画像として取り込んだもの」を証明書として交付したり、閲覧請求したりするものです。手数料については、証明書交付、閲覧、どちらも350円となります。

なお、本改正は令和6年3月1日付けで施行しております。

以上で、報告第2号、和木町手数料徴収条例の一部改正に関する専決処分についての説明を終わります。

議 長

報告第2号について質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧をお願いいたします。

質疑はありませんか。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

質問させていただきます。今回、戸籍電子証明書、除籍電子証明書が符号で発行されるということで便利になったと思うんですけども、こういったものはこういったものに使われるのでしょうか。

議 長

上村課長。

上 村 住 民
サ ー ビ ス
課 長

はい、お答えいたします。この戸籍電子証明書というのはですね、電子証明書自体を発行するものでございまして、識別符号という16桁の番号を発行するようになります。その番号をですね、今後いろいろな行政機関の申請手続きの際に提出、もしくは記入していただければですね、戸籍謄本を添付したと同じような形になるということでございます。

ただ、まだですね、今想定されておるのはパスポートの申請にですね、そういったことを利用するっていうことが令和6年末に一応想定されておりますが、それ以外は特に今のところはございません。

議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	大変便利になってよかったと思うんですけども、今回、専決処分に至った理由についてはどういった事情なんでしょうか。
議 長	上村課長。
上 村 住 民 サ ー ビ ス 課 長	閣議決定されてですね、うちの方に通知が来たのが12月6日ということで、議案の上程が間に合わなかったということでございます。
議 長	上田丈二君。
上 田 議 員	すみません、もう1つお聞きしますけれども、今度の料金改正については全国一律に全部同じということよろしいでしょうか。
議 長	上村課長。
上 村 住 民 サ ー ビ ス 課 長	はい、全国標準条例なので一律でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）

議	長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。 報告第2号 和木町手数料徴収条例の一部改正に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
議	長	全員挙手。
議	長	したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。
議	長	日程第7 報告第3号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		報告第3号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分についてご説明いたします。 この報告は、国が行う物価高対策、低所得者支援や定額減税を補足することを目的として、低所得の子育て世帯及び住民税均等割のみ課税されている世帯に対して、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活支援給付事業を実施するにあたり、必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。 2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,054万8千円を追加し、予算総額を47億2,655万2千円とするものでございます。 4ページ歳出の方からご説明いたします。詳細は12ページになります。款3 民生費 社会福祉総務費において、子育て世帯等への給付金合計2,500万円、均等割りのみ課税世帯分とこども一人あたり加算分と合計でございます。と事業実施に必要な事務費として、通信運搬費とシステム改修費を計上しています。

戻りまして3ページ歳入についてご説明します。詳細は10ページでございます。款15国庫支出金の増額は、本事業実施の財源として交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2,109万1千円増額、また、款19繰入金では、歳入歳出調整のため財政調整基金の繰入額を945万7千円増額しています。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長 報告第3号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 上田丈二君。

上田議員 歳出12ページ 民生費 社会福祉費 電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業3,054万8千円について伺います。
今回、国の交付金が財源として実施されているわけですが、この非課税世帯が対象と聞いておりますけれども、対象者世帯数について教えていただきたいと思います。

議長 鳥枝課長。

鳥枝保健福祉課長 予算上では均等割のみ課税世帯200世帯、それから子ども、児童対象は100人と予算上見込んでおりますけれども、今処理を実施しておりまして、均等割りのみ課税が127世帯、児童につきましては86人、今現在はその数字が出ております。

議長 よろしいですか。上田丈二君。

上田議員 今回ですね、国からは2,109万円の交付となっておりますけれども、この差額は出ておりますけれども、この差額については国からの補助交付というのはあるのでしょうか伺います。

議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	今後、国から交付があり、事業実施後にですね、精算される ものであります。
議 長	よろしいですか。はい。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	討論がないようですので、討論を終結し採決に入ります。
議 長	報告第3号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第8号） に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。
議 長	全員挙手。
議 長	したがって、報告第3号は原案のとおり承認されました。
議 長	日程第8 議案第1号 令和5年度和木町一般会計補正予算 （第9号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第1号 令和5年度和木町一般会計補正予算（第9号） についてご説明申し上げます。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総 額から、それぞれ1億1,656万4千円を減額し、総額を46

億998万8千円とするものでございます。

今回の補正予算は、歳出各費目の減額補正が主なものですが、加えて米空母艦載機部隊配備特別交付金を活用した基金への積立を増額するなど、決算見込みに応じて予算額の調整を行なうものでございます。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の3ページ歳出からご説明申し上げます。費目ごとの詳細は23ページからとなります。

款1 議会費は決算見込みから視察研修等の費用弁償を40万円減額しています。

款2 総務費は職員給与費900万円の減額、減債基金積立金1,458万円の増額、土地開発公社貸付金1,850万円の減額、ふるさと納税にかかる経費980万円を減額しています。また、来年度実施される定額減税に伴って必要となるシステム改修費284万4千円と戸籍附票システム改修費として292万6千円を計上し、その他各項における決算見込みにより、総務費全体で2584万3千円を減額しています。

27ページからの款3 民生費でございしますが、2,068万4千円の増額となっております。健やか安心基金積立金5,624万5千円の増額、障害児通所給付費300万円の減額、敬老金270万3千円の減額、児童手当1,315万5千円の減額のほか、特別会計への操出金の減額などを行うものです。

31ページから款4 衛生費6,758万4千円の減額は、予防接種事業計1,730万円の減額、新型コロナワクチン体制確保事業2,656万1千円及び新型コロナワクチン接種事業1,284万円の減額、一般廃棄物リサイクル委託料300万円の減額、し尿処理手数料50万円の増額などが主なものです。

37ページ款7 土木費2,946万8千円の減額につきましては、道路整備事業における町道改良工事500万円の減額、公共下水道事業特別会計操出金2,280万円の減額、緑ヶ丘団地解体工事149万円の減額が主なもので、その他、各項において決算見込みに応じたものです。

39ページ款8 消防費は、Jアラートアンテナ設置工事の事

業費確定に伴い、40万円の減額を行うものです。

39ページ以降、款9教育費では、中学校の教職員用のパソコンリース料127万7千円の減額、国際交流事業について、685万円の減額などを行い、その他決算見込みにより、全体で1,355万3千円の減額となっております。

続きまして、1・2ページ歳入についてご説明申し上げます。

詳細は10ページからでございます。

10ページ款1町税1,828万8千円の増額は、町民税（個人110万円・法人税1,718万8千円）の増額を行うものでございます。

款3利子割交付金50万1千円の減額、款6法人事業税交付金281万2千円の増額、款7地方消費税交付金1,383万7千円の増額、環境性能割交付金43万2千円の増額。続いて、地方交付税3,363万円の増額、款14使用料及び手数料355万1千円の減額、これらにつきましては、いずれも国の通知及び決算見込みに応じて調整するものでございます。

款15、12ページからですが、国庫支出金3,941万1千円の減額につきましては、児童手当国庫負担金908万円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,169万円の減額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金292万6千円の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金284万3千円の増額、米空母艦載機部隊配備特別交付金の404万1千円増額、新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費国庫補助金2,711万7千円の減額などを行うものです。

16ページから、県支出金465万1千円の減額は、児童手当県負担金176万6千円の減額、国保保険基盤安定負担金108万円の減額が主なもので、その他は、各項におきまして決算見込み額によるものでございます。

18ページ、19ページ、款17財産収入は、町道蜂ヶ峯公園線用地として町有地を売却したことにより246万1千円を増額しております。

款18寄付金は、本年度のふるさと納税の決算見込みにより

200万円を減額しております。

款19繰入金1億2,052万8千円の減額は、歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を1億1,013万8千円減額、健やか安心基金・地域振興事業助成基金・すくすくこども基金・公共施設等総合管理基金の各基金につきましても事業の決算見込みに応じて減額して、繰入を行うこととしております。

20ページから、款21諸収入1,282万2千円の減額は、土地開発公社貸付金収入1,850万円の減額、自治宝くじ助成金237万円の増額、管外園児こども園受託費370万3千円の増額などを行うものです。

款22町債450万円の減額につきましては、各事業の入札による減額などに伴い借入額を変更することに伴うものでございます。

なお、今回補正後の財政調整基金の残高につきましては14億2,490万円になる予定としております。

戻りまして次に、4ページ第2表 繰越明許について、ご説明申し上げます。

定額減税に係る住民税システム改修業務284万4千円、氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修業務1,063万4千円、価格高騰重点支援給付金給付事業900万円、新型コロナワクチン体制確保事業3万円、新型コロナワクチン接種事業30万円、横道橋整備事業3,249万2千円、装束雨水ポンプ場改修事業507万5千円、蜂ヶ峯高压ケーブル整備事業982万3千円を翌年度に繰り越すものでございます。

最後に、5ページ第3表地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。入札による事業費の減額などにより、各事業に係る借入れ限度額について、町営住宅整備事業6,300万円から6,010万円に、小学校屋内運動場改修事業440万円から380万円に、総合コミュニティセンター整備事業1,220万円から1,200万円に、Jアラート設置工事事業270万円から220万円に、最終処分場水処理施設整備事業490万円から460万円にそれぞれ変更して借り入れるものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長	本案に対する、質疑を許します。 質疑はありませんか。
議 長	嘉屋富公君。
嘉 屋 議 員	1点、歳入の方聞かせていただきます。款14使用料のところで蜂ヶ峯公園有料使用料があるんですけど、これ400万掛かってます。これの内訳っていうか内容、要因分かれば教えてください。
議 長	山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	蜂ヶ峯公園の使用料の400万円の減額の理由といいますか要因につきましては、昨年ゴールデンウィークの後半に雨、天気が雨天だったということと、同じく5月にコロナウイルス感染症がですね5類に移行したということで、近隣各地でイベントが増えた、そちらの方に来園者が分散したものと考えております。
議 長	他に質疑はございませんか。上田丈二君。
上 田 議 員	すみません、歳出29ページ、民生費、社会福祉費の敬老金支出事業なんですけれども、270万3千円の減額となっておりますけれども理由について伺います。
議 長	鳥枝保健福祉課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	敬老金支給事業の減額につきましては、当初予算の計上した時点からですね、亡くなった方、それから転出された方がございますのでそれで実績に基づき減額するものでございます。
議 長	他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長 日程第9 議案第2号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
これを議題とします。執行の説明を求めます。
鳥枝保健福祉課長。

鳥枝保健福祉課長 議案第2号 令和5年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9万2千円を減額し、予算の総額を6億8,998万5千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものです。

2ページの歳出からご説明いたします。

款1総務費は、決算見込みにより、総務管理費を61万2千円減額するものです。

款6基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして52万円を増額するものです。

続いて、1ページの歳入についてご説明いたします。

款3県支出金は、決算見込みにより33万8千円減額するものです。

款5繰入金は、決算見込みにより一般会計からの繰入金を274万5千円減額するものです。

款7諸収入は、第三者損害賠償求償金として299万1千円の納入があったため増額するものです。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二君。

上 田 議 員	すみません、歳入の諸収入なんですけども、損害賠償金一般 ってあるんですけども、この内容についてちょっと伺いたい と思います。
議 長	鳥枝課長。
鳥 枝 保 健 福 祉 課 長	これは交通事故により第三者からの損害賠償金になります。
議 長	よろしいですか。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第10 議案第3号 令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号） 日程第11 議案第4号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） 以上、2議案についてこれを議題とします。 議事進行上、一括して執行の説明を求めます。 山下都市建設課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	それでは、議案第3号及び議案第4号を一括してご説明させていただきます。 まず、議案第3号、令和5年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ249万6千円を減額し、総額を1億2,824万8千円とすること、及び地方債補正でございます。

歳出からご説明いたします。10ページ11ページをご覧ください。

款1総務費、簡易水道一般管理事業の委託料30万円の減額は、水道管敷設計委託料の落札差額を減額するものでございます。

工事請負費の145万2千円の減額につきましては、実施事業の落札差額を減額するもので、全自動滅菌装置取替工事が77万円、瀬田浄水場送水ポンプ取替工事が68万2千円でございます。

和木地区水道事業の需用費74万4千円の減額につきましては、水道の使用水量の減少に伴いまして、岩国市水道局へ支払う和木地区水道料金を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。資料8ページ9ページとなります。

款2国庫支出金、国庫補助金40万円の減額につきましては、米空母艦載機部隊配備特別交付金事業の精算に伴いまして、交付金を減額するものでございます。

一般会計繰入金は、今回の補正を調整するため36万6千円を減額いたします。

和木地区の上水道使用料は、水道の使用量の減少に伴いまして123万円を減額するものでございます。

簡易水道事業債は、事業費の確定に伴いまして50万円減額するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正は限度額600万円を550万円とするものでございます。

以上が、簡易水道特別会計補正予算の説明となります。

続きまして、議案第4号 令和5年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算の概要といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、総額を3億2,212万6千円とすること、及び地方債補正でございます。

歳出からご説明いたします。資料10ページ11ページをご

覧ください。

款1 総務費、ポンプ場維持管理事業の委託料の600万円の減額につきましては、汚泥搬出処理業務委託料の決算見込みによる減額でございます。

下水処理事業の下水処理負担金の減額は、決算見込みにより、建設分1,700万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。資料8ページ9ページをご覧ください。

使用料及び手数料の下水道使用料の90万円の減額は、下水道の使用水量の減少に伴いまして、減額するものでございます。

一般会計繰入金は今回の補正を調整するため、2,280万円を減額するものでございます。

汚泥搬出処理負担金600万円の減額は、歳出の汚泥搬出処理業務委託料の減額に伴いまして、大竹市からの負担金を減額するものでございます。

公共下水道事業債は、実施事業費の確定及び関ヶ浜地区污水枘設置工事費への公共下水道事業債適用を調整いたしまして、670万円を増額するものでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正は、公共下水道事業債の補正に伴いまして、限度額8,620万円を9,290万円とするものでございます。

以上で、議案第3号 及び 議案第4号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑を許します。

議案第3号について質疑を許します。

質疑はありますか。

上田丈二君。

上 田 議 員

すみません、下水道、和木町公共下水道事業についてちょっと伺いたいと思います。

議 長	ちょっとすみません、それは第4号でしょう。
上 田 議 員	ごめんなさい。
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	議案第4号について質疑を許します。 上田丈二君。
上 田 議 員	すみません。失礼いたしました。 歳出の下水処理負担金建設分について、この減額となった理由についてもう少し詳しく説明していただきたいと思うんですけど。
議 長	山下課長。
山 下 都 市 建 設 課 長	下水処理負担金の1,700万円の減額理由につきましてですけれども、こちらの方は、事業を行います大竹市の方が建設事業を繰り越した、繰越事業としたことが主な要因となっております。
議 長	よろしいですか。
議 長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	日程第12 議案第5号 令和5年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号） 日程第13 議案第6号 令和5年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

議案第5号及び議案第6号を一括してご説明いたします。

議案第5号 令和5年度和木町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ190万9千円を減額し、予算の総額を5億3,664万6千円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

保険事業勘定の歳出2ページからご説明いたします。

款2 保険給付費は、決算見込みにより、支援サービス等諸費を94万円、高額医療合算介護サービス費を95万円、特定入所者介護サービス費100万円をそれぞれ増額するものです。

款3 地域支援事業費は、決算見込みにより、介護予防・生活支援サービス事業費190万円を減額するものです。

款4 基金積立金は、今回の補正の歳入歳出を調整いたしまして289万9千円を減額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款2 国庫支出金は、交付申請額により、国庫補助金75万5千円を減額するものです。

款3 支払基金交付金も、交付申請額により、648万円を減額するものです。

款4 県支出金のうち県負担金は、368万1千円を減額、県補助金につきましても、交付申請額により、37万7千円を減額するものです。

款5 繰入金は、決算見込みにより、一般会計繰入金を2万1千円減額、基金繰入金は、今回の補正予算に伴う調整を行い940万5千円増額するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

続きまして、議案第6号 令和5年度和木町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万9千円を減額し、予算の総額を9,960万6千円とするものでございます。今回の補正は、決算見込みによるものが主なものでございます。

それでは、2ページの歳出からご説明いたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより200万9千円を減額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明いたします。

款1 後期高齢者医療保険料は、調定額の変動及び決算見込みに伴い227万6千円を増額するものです。

款2 繰入金は、広域連合納付金の確定等に伴い、一般会計繰入金428万5千円を減額するものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議

長

これより議案ごとに質疑を許します。
議案第5号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

議案第6号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

日程第14 議案第7号 和木町犯罪被害者等支援条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

議案第7号 和木町犯罪被害等支援条例について、ご説明いたします。

本議案は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等への支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援を総合的に推進し、犯罪被害者が受けた被害の軽減等を図ることにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、新たに条例を制定するものです。

本条例案の主な条項ですが、1 ページ第1条で条例の目的を、第2条で用語の規定をしております。2 ページ第3条では、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえた基本理念を定め、第4条から第7条で、町や町民、事業者、学校等の責務について、3 ページ第8条では、犯罪被害者等への相談及び関係機関との連絡調整を行う窓口の設置について、第9条で見舞金の支給を行う旨の規定、第12条では居住の安定を図るための支援について定めています。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行することとしています。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第15 議案第8号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第9号 和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第17 議案第10号 和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例

以上、3議案についてこれを議題とします。

議事進行上一括して執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第8号 和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例案は、条例第12条第2項に規定する特殊勤務手当のうち、4つの手当を廃止するものでございます。

特殊勤務手当とは、職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものを対象とする手当であり、勤務した実績に応じて支給される手当であって、地方公務員の特殊勤務手当については各地方自治体の条例で定めております。

この度廃止する手当は、税務手当、保健師手当、保育勤務手当、運転手当であり、これらの手当は特殊勤務手当本来の趣旨になじまず、平成18年度以降支給を凍結している状態のため、この度の改正により廃止するものでございます。

本条例案は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号 和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるようになったことに伴い、本町においても関係条例を改正し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようするものでございます。

条例案は2つの条と附則で構成されており、第1条で和木町会計年度任用職員の給与等に関する条例、第2条で和木町職員の育児休業等に関する条例、とそれぞれの一部改正を定めております。

第1条の改正では、第18条の第2項を追加し、フルタイム

会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能にするるとともに、第28条の2を追加し、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給可能にすることを定めております。その他として、条例中の文言及び字句の修正を行っております。

第2条の改正では、第7条第2項を改正し、会計年度任用職員も規定を満たせば常勤職員と同様に育児休業中においても勤勉手当を支給可能にすることを定めております。

附則において、本条例案は令和6年4月1日に施行することとしています。

以上で第9号の説明を終わります。

続きまして、議案第10号 和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例、こちらのご説明をいたします。

本議案は、町職員等に支給する旅費のうち日当の金額、町議会議員が招集に応じて議会又は委員会に出席した際に支給する費用弁償の金額及び特別職の職員が委員会等に出席した際に支給する費用弁償の金額について、近隣市町との均衡及び、今後も厳しい運営が見込まれる町の財政事情を考慮し、改正をするものでございます。

本条例案は3つの条と附則で構成されており、第1条で和木町職員旅費支給条例、第2条で和木町議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条で和木町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、とそれぞれの一部改正を定めています。

第1条の改正では、第15条の別表で規定する日当の金額を改正し、「町長・副町長・教育長」については 改正前2,800円に対し、改正後1,200円とし、「町長・副町長・教育長以外の職員」については改正前2,500円に対し、改正後1,000円としています。

なお、町議会議員、特別職の職員等に支給する旅費については、和木町職員旅費支給条例の規定を準用しているため、町職員の日当の金額の改正に伴い、町議会議員、特別職の職員等の日当の金額も改正されることとなります。

第2条の改正では、第5条第2項に規定する、議員が招集に

応じて議会又は委員会に出席した際に支給される費用弁償の金額を改正し、改正前2,500円に対し、改正後1,000円としています。

第3条の改正では、第5条第2項に規定する、特別職の職員が委員会等に出席した際に支給される費用弁償の金額を改正し、改正前2,500円に対し、改正後1,000円としています。

なお、附則において本条例案で改正する金額については、この条例の施行の日以後に出発する旅行又は出務から適用し、同日前に出発した旅行又は出務については、従前の金額を適用することとしております。

以上で議案第10号の説明を終わります。

議長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第8号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 今回の議案につきまして、和木町職員労働組合の方…

議長 何号のことですか。

嘉屋議員 8号。

議長 8号ですね。

嘉屋議員 8号でしょう。8，9，10

議長 8号についてですね。

嘉屋議員 はい。

議 長	はい、どうぞ。すみません。
嘉 屋 議 員	いいですか。
議 長	はい。
嘉 屋 議 員	今回8号につきまして、和木町職員には職員労働組合があると思いますけど、そちらの賛同は得ているのでしょうか。
議 長	第8号でしょう。特殊勤務手当に関することですか。 答弁しますか。はい、田中副町長。
田中副町長	はい、先程、企画総務課長の方から説明あったと思いますけど、この4つの手当については、もう長い間支給しておりませんのでもう予算上も全く上がっておりませんし、長い間支給しておりませんので、特段、和木町職員労働組合と交渉、ここ数年間やったこともございませんし、今回もやっておりません。ということで妥結するとかそういった事例には当たらないものと考えております。
議 長	よろしいですか。はい。 他に質疑ございますか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議 長	議案第9号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議 長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

議案第10号について質疑を許します。
質疑はありませんか。
上田丈二君。
すみません上田丈二君。
上田丈二君。

上 田 議 員

すみません、ちょっと伺います。今回の条例改定について組合の方は、同意はされているのでしょうか伺います。

議 長

田中副町長。

田 中 副 町 長

こちらの旅費条例の改定につきましては、職員労働組合と継続的に話し合いをしております。
現時点で妥結に至っているということはありません。職員にとりましても議会議員の皆さん、各種委員会の皆さんにとりましても若干この料金が下がるということでございます。
若干の厳しい思いをしていただくことになります。
職員の方につきましても、なかなか簡単に了解しました妥結しましょうということにならないということはわかっておりますが、先程、企画総務課長も申しましたが、これからの和木町の財政状況等を考えて参りますと、これはもうこの時点で改正しなければならないものと考えまして、今回提案させていただいたものでございます。現時点で妥結には至っておりませんが、必ず職員も分かっていたるものと考えております。

議 長

上田丈二君。

上 田 議 員

組合の方とですね、まあ協議中ってことですが、働く方の意見はね、十分聞いていただきたいと思います。
それとですね、今回の改定によってどのくらいの予算の削減になるのでしょうか伺いたいと思います。

議長

田中副町長。

田中副町長

この条例案を可決いただければですね、継続的に職員ともいろんな話し合いをして行きたいというふうに考えております。今回のこの条例案で、予算上では約300万円の削減効果がある。300万円を大きいと考えるか小さいと考えるかはいろいろあるかと思うんですけど、現在の厳しい状況、それからこれからの物価高騰等を考えていきますと、300万円でも続けていきますと大きな効果があるものと考えておりますし、まずこの条例案を通していただいて、ここから始めていけないことには、今後の和木町の歴史を重ねていくことは非常に困難になるというふうに考えまして、この条例案を提案させていただいているものでございます。

議長

上田丈二君。

上田議員

はい、まあ300万程ということですけどもですね、この第1条、第2条、第3条とある訳ですけども、第2条のまあ私たち議会議員については別に問題がないと思っております。私たちは議員ですので、仕事ですので構わないんですけども、ただですね、この第1条、職員の方についてなんですけれども、昨年度、和木町は幸福度ランキング中国地方で1位になりました。職員の方たちの功績は評価に値すると思っております。そして今後も和木町人口減少が進む中でですね、人口減少の抑制や町の行政、職務を遂行して頑張っていたきたいと思います。今回の改正について、現在、食費や電気、ガス、ガソリン代など物価高騰がこう進んでいる中でですね、こう職員の中で改正をして給料減少する、そういったことを考えると、今後の働き方に影響を与えるのではないかと思うんです。そして第3条なんですけれども、第3条も町民の方たちが忙しい中で仕事を、時間を割いて来られている中の費用弁償だと思っております。そういったことで300万程度の減額ということですけども人件費で減額をす

るのではなくてですね、財政によって見直しをして、もう少し町政の努力をしていくってことを考えてはいかがでしょうかと思うんですけど。

議長

田中副町長。

田中副町長

すみません、答弁漏れがあるかも、ちょっとたくさんのご意見いただいたんで答弁漏れがあるかも知れませんのでその辺りはご理解いただきたいと思います。まず職員の人件費が減少するということでございますが、職員の、例えば山口行ったら2,500円貰えてたものが1,000円になる訳でございます。ただそれが年間何回あるよと考えますとまあそんなに多くある訳ではありません。こんなこと言ったら失礼ではあると思うんですけど、それですごく生活が成り立たないということはないと思います。職員の人件費につきましては、人事院勧告、人事委員会勧告等で為されておりまして、それが、和木町が特別悪いということでもございませぬし、この旅費自体が2,500円が1,000円になったとしても、それで他の自治体より悪くなるかという決してそんなことはございませぬので、その辺りはちょっと我慢して貰いたいなというふうに思っております。1,000円になっても他の自治体と比べるとまだまだ有利な状況でございます。各種委員会委員の皆さまにおかれまして、誠に申し訳ないと思うんですけど、この辺りをご理解いただいて、費用弁償の方は2,500円のまあ大体半分ですね4時間以下なんで1,250円をお支払してるものが、500円になってしまう訳ですけど、報酬の方は5,800円、日当、日額でお払いますし、議員の皆さんは月額、他の各種委員会、月額、日額いろいろありますが、報酬の方はこれまでどおり支給してまいりますので、費用弁償の方はちょっとご理解いただけないかというふうに考えております。あくまでも和木町の歴史を積み重ねていくための第一歩の条例改正案とご理解いただければ大変うれしく思います。

議 長

他に質疑ありますか。
灰岡裕美君。

灰 岡 議 員

今回の和木町職員旅費支給条例ですが、和木町職員旅費支給条例等の一部を改正する条例案は、先程から出ておりますように3条からなっております。対象者がそれぞれ異なっており第1条、町長や副町長、教育長と町職員。第2条 私たち町議会議員。そして第3条は町特別職の職員の非常勤の者、例えば教育委員会委員や監査委員、選挙管理委員会の委員、また一般住民の方の委員です。

減額は2種類あり旅費、または日当と会議や委員会に出席した時の費用弁償です。費用弁償とは会議や委員会に出席するために支払う交通費のことです。何度も重ねて申しますが、旅費は町長や議員、特別職の非常勤委員が2,800円から1,200円、町職員が2,500円か1,000円、費用弁償が1日2,500円から1,000円に減額するというものです。

それでは質問に移ります。まず旅費関連の他市町、近隣の他市町、岩国市や大竹市、また周防大島町や田布施町、平生町の現状を伺います。

議 長

田中副町長。

田 中 副 町 長

すみません、灰岡議員のご質問にお答えする前に、先程上田議員の方からですね、議会議員さんの、第2条についてはしょうがないかなみたいなご意見があったと思うんですけど、今回執行側から3つの条で提案させていただいております。

まずは町職員、執行側から行いますので、まず町職員、これは外すわけにはいきませんし、申し訳ないんですけど、議会議員の皆さま、それから第3条は、一般町民と申しまして特別職の職員でございますので、この特別職の職員の委員の皆さま、ここの皆さまにご理解いただく条例案というふうに考えていただいて、この3条で1つの議案にさせていただ

ているということをご理解いただければと思います。

で、すみません、灰岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、関係の近隣の市町の状況でございますけど、まず山口県、県職員が出張する場合は、日当と、旅費の日当というものはございません。支給がありません。雑費ということで300円、携帯電話代というふうに聞いているんですが、雑費300円のみが支給されます。岩国市さんは2,500円という日当の規定がありますが、山口県、広島県、島根県では支給されません。周防大島町さんは、東京等では2,000円、それからその他は1,000円とあります。ただこれも日帰りは確かなかったのではないかと思います。それから田布施町さん、70km以下では不支給です。1,000円という日当が規定がありますが、70km以下では不支給でございます。平生町さん、2,200円の日当の規定がありますが、山口県、広島県、島根県の旅行は不支給、支給がありません。

大竹市さん、500円、公用車の場合は500円ですけど、50km以下の旅行では不支給という状況になっております。

議 長 灰岡裕美君。

灰岡議員 ただ今旅費関連の近隣市町の状況を伺いました。それでは続いて会議に出席した時の実費交通費等の費用弁償について、同じく近隣の他市町の現状を伺います。

議 長 田中副町長。

田中副町長 議員の皆さま、それから特別職の各種委員会委員の皆さまが会議に出席される場合の費用弁償ですが、和木町の現状はかなり特殊な例でございまして、2,500円、4時間未満だったら1,250円をお支払しておりますけど、こういった例はまず殆ど見られません。著しくいい条件であるのご理解いただきたいと思います。

通常は交通費、費用弁償、交通費といわれましたけど、実費弁償でございまして、バス代であるとか電車代を支給されます。車である場合は1km30円、和木町だったら最大90円までなんですか、それが費用弁償という例が殆どでございまして、中には会議に出席する場合は一切支給しないという自治体もかなり多く見られるようでございます。

議 長

灰岡裕美君。

灰岡議員

ただ今近隣市町の状況を伺いましたが、ということは今回の条例改正においても、和木町は旅費、費用弁償とも他市町と比較して、依然待遇的には恵まれていると感じました。町の見解を伺います。

議 長

田中副町長。

田中副町長

先程申しましたように、これからの厳しい財政状況を考えますとこの他市町に比べて異常に好条件であるというところはさすがにもう見直して、見直させていただきたいということで、今回上程させていただいております。ここを起点としてそれでいろんなところを、削減策をどんどん進めていこうとかそんなことを考えている訳ではございません。今回この旅費条例の改定もあります。あと残り4つほどですね、ちょっとお願いする部分があるんですけど、まずはこの旅費条例のところを改正していただかなければ、ということは要するに職員と、議員の皆さまと、特別職の委員会委員さん、ここに申し訳ないけど少しだけ我慢していただかないと、他の条例案も提案できないという状況でございます。ここを起点にしてですね、やりますけど、これ以上にどんどん厳しいことをやろうとかそんなことを考えている訳ではございません。やはりあのさっきありましたけど幸福度ランキング1位に評価していただいた和木町でございますので、これを継続していきたいという思いもございます。いろいろなバランスをと

りながらですね、厳しい中進めて行きたいというふうに考えております。

議 長 他に質疑はございますか。
嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員 先程から費用弁償、日当の件で2,500円を1,000円、この積算根拠、これをちょっと教えてください。

議 長 田中副町長。

田中副町長 1,000円の根拠と申しますと、他市町で1,000円という事例がありますのでそれを使わせてもらっているということ。それと全く無しにするということは、これまで2,500円とか1,250円払ってきた訳ですからそれを0にするのはちょっとさすがに厳しいかなと思います。

それと旅費が0になるということになりますと、じゃあ山口県庁では雑費というものが払われております。通信の費用でありますとかそんなものはもらえないのかとかそんな議論も出てくる恐れがありますので、一応1,000円ということで設定させていただきまして、会議等4時間未満の場合は500円ということになるとそのような設定をさせていただきました。

議 長 嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員 和木町独自、和木町身の丈にあったとかですね、いままでずうっとやってきましたけど、そういったことでなしに、じゃあなんとなく町とか周り近辺と比べてそういうふうになったというふうな考えでいいんですか。

議 長 田中副町長。

田中副町長

先程から申しておりますけど、和木町の現在の費用弁償、それから旅費の状況は、すごく好条件にある訳なんですね、ものすごくいい条件であります。それをこれからの厳しい財政状況の中、和木町の歴史を重ねていく中で、これをずうっと我々がもらい続けていいのかという、それでいいのかというのを考えますと、それはさすがにちょっと、さすがに町を代表する職員と議員さんと各種委員会の委員さん、ここにはまず我慢していただくべきじゃないかということとさせていただきます。

議長

よろしいですか。

同じ議案ですか。よろしいですか。

上田丈二君

上田議員

すみません、先程から聞いているとですね、他の町と比べて和木町ですね、職員の条件がいいから、そこでですね財政を見直すために人件費を削って財政をプラスに賄う、そういった考えが一番危ないと思うんですよね、和木町の職員は今まで頑張ってきて、これほど今回ですね、幸福度ランキングにも入った、それだけ職員の方頑張ってきていらっしゃる訳ですよ、これからもですね、人口削減が続いていく中、その中で職員の方たちには頑張りたいと思う訳です。そういった中でですね、財政が苦しいからといって人件費を削減する、これが一番下策なんですね、はっきり言って民間の中でいろんなことをやってきたから今のこの国がある訳です。一番最後に手をつけるのが人件費だと思います。その中で財政を見直していきながら仕方なければ職員の給料に手をつける、それが正しいやり方だと僕は思っております。ぜひ考え直していただきたいと思います。

議長

答弁ありますか。

田中副町長。

田中副町長

失礼なんですけど、今、上田議員、人件費とおっしゃったんですけど、人件費というのは給料でありますとか手当なんですけど、今、職員が話してるのは旅費な訳でございますね。旅費っていうのは実費弁償が基本な訳でございます。ちょっとそこは考え直して、人件費につきましては和木町の職員がそんなに特別悪くない、悪くはないんですね、指数で言いますとラスパイレス指数というものがあるんですけど、山口県の中で低い方かというとなんかありません。比較的高い方に位置しております。

この職員の給料の本給でありますとかそこに手をつけるというのであれば、これは大問題でありますけど、そんなことを考えている訳じゃなくて、実費弁償である旅費の事を考えている訳でございますので、それで職員のモチベーションが下がるとかですね、そのような職員であれば申し訳ないんですけどちょっとこれでは和木町がなかなか今後厳しいことになるんじゃないかな、多少辛い思いはすると思うんですよ。

ただこれで和木町の先行きが思いやられるようであればちょっと考えものであるな、それで町民の皆さまに思い切ってそれ説明できるかというとなんかそれは苦しいんじゃないかなと思います。一般企業の方が聞かれても何考えているんだという事例になると思いますのでそういうふうに私どもは考えております。

議 長

この場は質疑ですので、討論の場ではございませんので、よろしくお願い致します。

議 長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議長

ここで暫時休憩いたします。
45分から再開いたします。

休憩 10時 32分

再開 10時 45分

議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長

日程第18 議案第11号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡邊企画
総務課長

それでは、議案第11号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例案は、地方自治法施行令の改正によって、施行令内で条ずれが生じたことにより、条例第2条の文言の修正を行うものでございます。

そこにありますとおり、第2条各号、列記以外の部分中、第173条第1項第1号の言葉を第173条の4、第1項第1号に改めるものでございます。

なお附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案11号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長	日程第19 議案第12号 和木町山の手駐車場条例の一部を改正する条例
議 長	これを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	議案第12号 和木町山の手駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。 本条例案は、和木町内の他の駐車場料金との均衡を図るため、条例第10条を改正し、山の手駐車場の使用料の月額を現行の2,500円から3,000円に改めるものでございます。 附則において、本条例案は令和7年4月1日から施行することとしています。 以上で議案12号の説明を終わります。
議 長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 上田丈二君。
上 田 委 員	すみません、この今度の改正でどの程度の収入が増額になるのでしょうか伺います。
議 長	渡邊課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長	山の手駐車場は現在25台、全て埋まれば25台分ありますので、月額500円増えますと、月当たり12,500円の増額、1年間で18万円の増となります。
議 長	よろしいですか。上田丈二君。
上 田 議 員	年間で18万円の年収増になるってということなんですけれども、先程からこういった形でこの増額減額について質問してる訳なんですけれども、現在もですね、物価の高騰が続いております。町民の方たちですね、電気、ガス、水道、ガソリン代、

灯油代、食料品など留まるところを知らず上がり続けております。こういう中で500円とわずかですけれども、町民の方が生活が逼迫してる中でですね、この条例を改正してまでですね、駐車場の利用料の値上げを町民の方に負担をかけるっていうのはそれほど必要なのでしょうか伺いたいと思います。

議 長 田中副町長。

田中副町長 今回、山の手駐車場2,500円を3,000円に、まあ1年後の平成7年4月からという暫定期間を設けてはいるんですけど、この金額につままして駐車場が1台分で2,500円っていうところは多分町内他では見られないと思うんですよ、町内の他の公的な駐車場でも3,000円以上はしてるということで3,000円にまあ引き上げさせていただこうと、やはりあまりにも安い、かなり安いものはこのぐらいちょっと申し訳ないけど引き上げさせていただきたいということでございます。

上田議員がおっしゃいますように、住民の方、物価高騰等で大変な思いをされていると思うんですけど、それは良く分かるんですが、大変な思いをしているから町のいろんな料金とか使用料を全てそのままにしておいて良いのかとなると、そうしたところが和木町はもたなくなる訳でございますね、昨年度でしたか大竹市さんとか岩国市さんの関係ではあるんですけど、下水道使用料、それから水道使用料を引き上げさせていただいております。やっぱりある程度は町としても引き上げないともう町として成り立たなくなるということもご理解いただきたいと思います。

議 長 はい、よろしいですか。
他に、はい、嘉屋富公君。

嘉屋議員 2ヶ所ある駐車場ですよ、まず最初に先程言われました山の手駐車場、これは年間で言えば150万の間違いですよ、180万、150万ですよ、数字的に、はい、それとですよ、そ

の両方の駐車場があるんですが、両方共車庫証明はとれるんでしょうか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画
総務課長 すみません、今ちょっと嘉屋議員からご指摘ありましたが、先程私が上田議員さんの質問に対して答えた年間18万円、これ年間15万円の誤りでございます。お詫びして訂正いたします。

それと車庫証明、これは当然車庫証明取れます。可能です。

議長 よろしいですか。嘉屋富公君。

嘉屋議員 あまり言いたくなかったんですけど、曙橋の下、この駐車場これも取れるんですか。

議長 渡邊課長。

渡邊企画
総務課長 はい、取れます。

議長 よろしいですか。はい。
他に質疑はありませんか。
渡邊課長。

渡邊企画
総務課長 すみません、曙橋の方は取れないです。ごめんなさい。

議長 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

日程第20 議案第13号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第21 議案第14号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例

以上、2議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

議案第13号、及び議案第14号について、一括して説明させていただきます。

議案第13号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い改正するもので、退職者医療制度の廃止に伴う改正、賦課限度額の引上げ及び保険料による軽減額の変更が主なものです。

新旧対照表でご説明いたします。

1ページ第10条の3から16ページ第10条の10の9の改正は、令和6年4月から退職者医療制度が廃止されること等を踏まえ、一般被保険者と退職被保険者とそれぞれ区分していたものを整理するとともに、退職被保険者に関する規定を削除するものです。

16ページ下段第10条の10の10は、後期高齢者支援金等賦課限度額に係る賦課限度額を22万円から24万円に増額するものです。

17ページから20ページ中段第13条の2第1項の改正は、退職被保険者に関連する条項を整理するもの、第13条の2では、低所得者に対する均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準額について、5割軽減については、算定基準となる被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に、21ページ2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げるものです。

22ページ以降の改正については、退職被保険者に関連する

条項を削除するものです。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 和木町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

平成12年度から事業が開始された介護保険制度では、3年に1度、保険料の見直しが行われることになっています。

本議案は、今年度末で第8期の事業運営期間が終了することに伴い、令和6年度から令和8年度までの第9期事業運営期間の保険料を定めると共に、新たな所得段階を設ける事で被保険者の負担能力に応じたきめ細かな設定とするため、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正に基づき、条例の一部を改正するものです。

保険料の設定は、高齢者、高齢者人口の増加傾向の中で、介護報酬の改定と共に介護サービスの利用者数、利用料等を踏まえ、介護給付費を推計して行うこととされています。

第9期の保険料につきましては、基準となる第5段階の保険料を月額5,300円としており、現行の5,000円から300円の増額となっています。また所得段階をこれまでの9段階から13段階に改正すると共に、基準額に基づき各段階の保険料を算定しています。

新旧対照表でご説明いたします。

1ページから3ページは、それぞれの所得段階に応じ第1号の28,938円から第9号の108,120円の保険料に改正し、第9号は、合計所得金額を320万円以上420万円未満に改正しています。第10号12,0840円から4ページ第13号152,640円は、それぞれ負担能力に応じた保険料を新たに設定するものです。

また、第2項から第4項において、所得の少ない第1号から第3号までの保険料は、第1号は減額後の18,126円、第2号30,846円、第3号は43,566円とするものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行し、令和6年度

分の保険料から適用することとしています。

以上で、議案14号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第13号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第14号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第22 議案第15号 和木町道海公園条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
上村住民サービス課長。

上 村 住 民 議案第15号 和木町道海公園条例の一部を改正する条例に
サ サービス ついて、ご説明申し上げます。

課 長 本議案は、道海公園霊園の永代使用料を現状56万円のところを60万円に増額改正するものでございます。

改正の理由ですが、道海公園霊園の維持管理費、及び墓石製造据付工事費の上昇を考慮しご負担をお願いするものでございます。

なお、この改正は本年4月1日から施行する予定です。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。
質疑はございませんか。
津島宏保君。

津島議員

質問致します。先程の56万円から60万円、4万円上がった理由については、維持管理費とそれから墓石管理が上がったというご説明だったんですが、昨今の全体的ないろんな商品とか材料の値上げなどによって墓石の値段の方がたくさん上がったので、4万円の値上げということではよろしいでしょうか。

議長

上村課長。

上村住民サービス課長

はい、お答え致します。まずこれ27年に改正して以来の改正となります。27年の改正の時が、消費税の上昇に伴う改正でございました。今回ですが、2つありまして、先程、津島議員も言われましたように墓石の工事費とそれからそれ以外の維持管理費ということで、まず墓石の管理費についてはですね、消費税分、令和元年ですかね、消費税がまた更に上がりましてけど、その部分の上昇のみでございます。それから今度維持管理費の方ですが、これはシルバーさんとかですね、草刈とかですね、そういった委託料になるんですけど、それについては27年に比べましてですね、かなり上昇しておりまして約1.6倍ぐらいの上昇幅になつとります。以上でございます。

議長

津島宏保君。

津島議員

ありがとうございます。これ60万円に上げたことによって、大竹市、岩国市、近隣の公的な墓園等々のバランスといいますか、そこら辺は把握しておられますでしょうか、伺います。

議長

上村課長。

上 村 住 民
サ ー ビ ス
課 長

はい、お答え致します。近隣の公営墓地の状況でございますが、まず岩国市でございますが、山間部は除きまして旧市街地で調査しておりますが、それについてはですね、約㎡当たりで出てるんですが、和木町と同じ4.5㎡に換算してみますとですね、だいたい54万円から99万円となっております。ただこれについては墓石製造代が含まれておりません。

それから大竹市でございますが、大竹市の方も同じように4.5㎡程度のものを調査致しましたが、40万円から150万円とかなりの大きな差があります。こちらもですね、墓石の製造費は含まれておりません。和木町においては今回60万円ということですが、墓石の製造費を除きますと約30万円ということで、いずれにしてもですね、大竹市、岩国市と比べてもかなり安い値段となっております。

議 長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します

議 長

日程第23 議案第16号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

坂本税務課長

坂 本
税 務 課 長

議案第16号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

新築された住宅は、地方税法により、固定資産税が一定期間120㎡分に相当する税額が2分の1減額となります。本条例で残りの2分の1を奨励金として交付することにより、誰もが住みたくなくなるような魅力的な町づくりを推進し、住宅建設を奨励することにより人口増を図ることを目的とする和木町独自の制度でございます。

令和6年第1回（3月）定例会

それでは改正点について、お手元にお配りしております新旧対照表でご説明させていただきます。

附則の部分ですが、奨励金は地方税法での減額相当額を交付することとなっています。この地方税法の減額適用期限が2年延長される見込みのため、令和8年3月31日までに改めるものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議 長 本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します

議 長 日程第24 議案第17号 和木町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第25 議案第18号 和木町営その他住宅管理条例の一部を改正する条例

以上、2議案についてこれを議題とします。
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。
山下都市建設課長。

山 下 都 市 建設課長 議案第17号及び議案第18号を一括して、ご説明させていただきます。

まず、議案第17号、和木町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、和木町営住宅の家賃の納付において収納性を考慮いたしまして、年末12月分の納付においては15日とするものでございます。

また、町営旭ヶ丘団地3棟及び緑ヶ丘団地4棟につきまして、老朽化、また新住宅の外構整備に伴い解体したため、別表

内の戸数をそれぞれ5戸から1戸へ、26戸から6戸へ改正するものでございます。

以上が、和木町営住宅条例の一部を改正する条例の説明となります。

続きまして、議案第18号、和木町営その他住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、緑ヶ丘団地第1棟の外構整備事業実施のため、本年度町営関ヶ浜団地1棟を解体したことに伴いまして、和木町営その他住宅管理条例第2条の表から削除するものでございます。

以上で議案第17号及び議案第18号の説明を終わります。

議 長 これより議案ごとに質疑を許します。
議案第17号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 議案第18号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長 日程第26 議案第19号 和木町営蜂ヶ峯住宅管理条例の一部を改正する条例
これを議題とします。執行の説明を求めます。
渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第19号 和木町営蜂ヶ峯住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、平成25年度に蜂ヶ峯地区に建設し、町で管理している和木町営蜂ヶ峯住宅について、近傍同種の建物の家賃との均衡を図るため、条例第2条を改正し、月額家賃を現行の55,000円から60,000円に改めるものでございます。

附則において、本条例案は令和6年4月1日から施行することとし、経過措置として、施行日以後に入居する者の家賃に適用することとしております。

以上で議案19号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します

議 長

日程第27 議案第20号 和木町消防団条例の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第20号 和木町消防団条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、和木町職員旅費支給条例等の改正にあわせて、消防団員が役員会に出席するときの出動報酬を2,500円から1,000円に改める。4時間未満の場合ですと1,250円を500円に改めるという内容のものでございます。

附則において、本条例案は令和6年4月1日から施行することとしています。

以上で議案20号の説明を終わります。

議 長

本案に対する、質疑を許します。
質疑はありませんか。
嘉屋富公君。

嘉 屋 議 員

現在、消防団員のなり手不足の現状で費用弁償を削減すると、団員のポテンシャルが下がります。今以上に消防団員の入団が減少し、和木町でも必要な組織が危機に及ぶのではないかと考えます。そのために確か4年ぐらい前に定年延長も求めたと記憶があります。執行の方はどういうふうに考えているのか聞かせてください。

議 長

田中副町長。

田 中 副 町 長

今、嘉屋議員がおっしゃいました定年延長、このことにつきましては消防団からの要望を受けまして、当時、私、総務課長だったのですが、私の方で議案を作成さして条例案を作成して提案させていただいているものでございます。消防団員につきましては今後も引き続き活躍を願いたいというふうに考えております。

今回ここにお出ししておりますのは費用弁償ではなくて消防団については報酬になります。この2,500円から1,000円、この改正については消防団の役員会の出席の費用でございます。役員会というのは、部長以上が、部長以上が年4回ぐらいですかね、出席されて消防団の今後の活動方針等について話し合われるところでありまして、報酬ではあるんですけど、役場のまあ委員会委員さんの会議と同等なものと考えまして、今回提案させていただきました。

その他の火災とかの時の出動でありますとかあるいは訓練の費用、こちらの報酬については今回改正しようというものではありませんので、あくまでも幹部職員の会議用の費用だというふうにお考えいただきたいと思います。

議 長

嘉屋富公君。

嘉屋議員	それではお伺いします。年間でいくら削減できるでしょうか。予算の方お願いします。
議長	田中副町長。
田中副町長	役員会の会議の回数によって変わると思うんですけど、まあ4回とした場合、48,000円程度であると考えております。
議長	他に質疑はございませんか。 上田丈二君。
上田議員	同僚議員から質問ありましたけれども、年間48,000円、わずかな金額だと思います。先程から議案の第10号から申し上げておりますけれども、町の財政が厳しい状況、これから厳しくなっていく状況っていうのは分かります。ですが順番があると思うんですよね、手を付けていくにも、この賃金報酬、給料ではないとさっきからおっしゃってますけれども、賃金報酬であり職員の方、それからこの消防団の役員の方、幹部の方とおっしゃいますけれども、その年間にいただく形ですね、報酬っていうのは、やっぱり削減になってしまうという形になりますよね、そういったものにおいては一番最後に考えるべきだと思います。財政は厳しいなら厳しいなりに、財政の運用、予算の中で考え、その中で考えて下げるべきところは今後下げていく、そういうふうな形でぜひ考えて頂きたい、我が町、財政調整基金17億あります。まだ余裕があると思います。こういった中でですね、職員の給与、それから消防団の幹部報酬、こういった削減には繋げていかないようにしていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。
議長	それは質疑でいいですか。 田中副町長。

田中副町長

今、上田議員の方から財政調整基金が 17 億あるからまだまだ大丈夫ではないかというご意見がありましたけど、17 億 6 千万円程度、今年度末であると思う、すみません、前年度末ですね。先程の補正予算の中で説明したと思うんですけど、今年度、今年度末で 3 億 3,500 万円、3 億 3,500 万円取り崩して 14 億円程度になる見込みです。後ほど町長の方から施政方針を述べると思うんですけど、来年度予算で、来年度そんなに巨大事業とか、大きな事業がないんですけど、それでも 3 億円あまりの基金の取崩しをすると、そうすると 17 億あったものが 2 年間で 11 億になっちゃう訳ですね。決して万全な状態じゃあない訳なんです。そこに私非常に危機感を持って、町の方が危機感を持っているということでございます。何ていうか基金があるから大丈夫だというような考え方はちょっと改めていただければうれしいかなと思います。順番が違うんじゃないかとおっしゃいましたけど、先程も言いましたけど私たちは、私共は他と比べてかなりやっぱりいい条件のものからやろう、で一般町民の方をお願いしてる訳じゃあないんですね、今回。山の手駐車場とか一般町民になるんですけど、基本的には議員さんでありますとか、職員、委員会の委員、それと消防団の役員さん、こういった方からの他と比べていい部分からやっていきたい、改正していきたいということでございますので、私共としては順番を間違っているとは思っておりません。

議

長

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します

議

長

日程第 28 議案第 21 号 和木町総合福祉会館の指定管理者の指定同意について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健
福 祉 課 長

議案第21号 和木町総合福祉会館の指定管理者の指定同意についてご説明いたします。

和木町総合福祉会館につきましては、平成18年7月から和木町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っておりますが、本年3月末をもって、指定期間が満了になります。

本議案は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間の指定管理者として、社会福祉法人 和木町社会福祉協議会を指定することについて、和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議 長

日程第29 議案第22号 和木町蜂ヶ峯総合公園の指定管理者の指定同意について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

山下都市建設課長。

山 下 都 市
建 設 課 長

議案第22号 和木町蜂ヶ峯総合公園の指定管理者の指定同意についてご説明申し上げます。

本議案は、和木町蜂ヶ峯総合公園の管理運営を指定管理者である、一般財団法人 和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会に行わせることにつきまして、和木町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定によりまして、町議会の議決を求めるものでございます。なお、指定の期間につきましては、3年間、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。以上で議案第22号の説明を終わります。

議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議	長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議	長	日程第30 議案第23号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについてこれを議題とします。執行の説明を求めます。 渡邊企画総務課長。
渡 邊 企 画 総 務 課 長		議案第23号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについてご説明申し上げます。 本議案は、公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。 大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定締結の一部を変更する協定の概要といたしましては、工事の進捗により協定金額を精査し、当初協定金額1億6,200万円を1億3,795万円とするものでございます。年度間の内訳といたしまして、令和4年度からの繰越事業費が1億1,000万円から8,595万円と減額となり、その他、令和6年度事業費5,200万円、工事場所、完成期限等の変更はございません。 以上で議案第23号の説明を終わります。
議	長	本案に対する質疑を許します。 質疑はありませんか。 嘉屋富公君。

嘉屋議員	金額として1,405万円安くなります。これは確かに町としてはいいことなんですけど、しかしながらこの1,405万円、どうしてここまで安くなるのかちょっと内容が分かれば、詳細が分かれば教えてください。
議長	山下都市建設課長。
山下都市建設課長	本事業におきましては下水道事業団の方に委託して入札等も実施しておりますけれども、事業団が入札した落札減が主な原因でございます。
議長	よろしいですか。 他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり。）
議長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議長	日程第31 町長の施政方針を議題とします。 施政方針の説明を求めます。
議長	すみません、暫時休憩致します。 30分から再開致します。
休 憩 11時 23分	
再 開 11時 30分	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開致します。
議長	日程第31 町長の施政方針を議題とします。 施政方針の説明を求めます。 米本町長。

米 本 町 長

それでは、令和6年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに先立ち、私の施政方針と予算案の概要について申し述べさせていただきます。

はじめに、令和5年度の方況でございますが、昨年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、さまざまなイベントや行事が再開され、3年余りにわたるコロナ禍によって停滞していた住民生活、社会経済活動が徐々に活気を取り戻しつつあるように感じております。

このような状況の中、和木町は令和5年4月1日に町制施行50周年を迎え、11月11日に文化会館にて開催した記念式典をはじめ、多くの記念行事を行ってまいり、1年を通じて盛沢山のイベントを開催し、この節目の年を盛り上げてまいりました。式典や各種の記念事業を通じて、和木町の歴史とこれまで町を築いてくださった諸先輩方への感謝の気持ち、そして和木町の未来につながる新たな可能性と世代を超えた絆があることを町民の皆さまと共有することができ、大変有意義な50周年であったと思っております。一方で、令和5年度当初予算では、多額の財政調整基金を取り崩す見込みでスタートしており、燃料費や原材料費の高騰に伴う物価高の影響を受けつつ、年度途中には法人町民税約1億円を還付するなど、補正予算等で適宜対応をしてまいりましたが、財政面におきましては大変厳しい1年となっております。加えて、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続や、国の経済対策による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しての非課税世帯や低所得者世帯、子育て世帯への給付金支給など、近年の特殊事情に伴う業務の上乗せにより、事務対応にも苦慮した年でございます。令和6年度も国による「デフレ完全脱却のための総合経済対策」による非課税世帯・低所得者への各種給付金事務の繰越事業や定額減税、「こども未来戦略」に基づく児童手当の拡充など、国民の生活を守りつつ、消費を後押しし、本格的な所得向上に向けた取組が強力に推進されていることを感じております。そのような中、本町の令和5年度の財政状況を申し上げますと、町税の歳入につきましては、13億7千万円

程度になるものと見込んでおり、法人町民税の大幅増収となった令和4年度と比較すると、約3億円の減額となりますが、令和3年度決算額とほぼ同額となる見込みでございます。また、普通交付税及び臨時財政対策債の総額は、約7億700万円の決算見込みとなっており、令和4年度と比較すると2億3,000万円の減額となります。これは、令和4年度に法人町民税が大幅に増収となったことが主な原因です。この普通交付税及び臨時財政対策債の合計約2億3,000万円の減額と、前述しました法人町民税の約1億円の還付が主な要因となり、令和5年度最終予算額ベースで財政調整基金を約3億3,500万円取り崩す見込みとなっております。

一方、財政の弾力性を示す経常収支比率は、令和4年度決算で85.6%となっており、90%以上で常態化してきた近年の数値と比較すると、多少改善をされてはおりますが、引き続き高い数値であることに変わりなく、財政運営の硬直化は継続しており、今後も課題の一つと捉え改善に努めてまいりたいと考えております。

それでは、令和6年度和木町当初予算案について、具体的に説明をまいります。

まず、令和6年度予算案の規模でございますが、一般会計は、41億7,045万9千円となっており、令和5年度当初予算と比較して、914万円、0.2%の増額となっております。また、特別会計を含めた予算総額では55億1,754万1千円となっており、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計は、特別会計から公営企業会計へと移行をしております。

それでは、歳出予算から、和木町第5次総合計画の4つの重点施策に従って説明をさせていただきます。

最初に、1つ目の重点施策「元気な子どもを育む子育て支援」ですが、未来の和木町を担う人材を町ぐるみで育成するため、妊娠期から高校生までの支援を統一的に捉え、子育て支援を推進してまいります。

まず、すべての妊産婦や子どもを対象に、切れ目のない支援を行い、安心して子育てをしていただける環境を整えるため、既設の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点とを統合した、こども家庭センター「すくすく」を令和6年6月に保健相談センターに開設する予定としております。

「すくすく」の開設にあたりましては、妊娠・出産・育児に加え、虐待や貧困などの相談に対応できる支援員を配置する人件費、利用に際しての予約や事前準備ができるよう、母子手帳アプリを機能強化する予算を計上をしております。

また、妊娠期及び産後期のご家庭への新たな支援策としては、低所得者に対する初回産科受診料の助成、妊産婦を対象としたタクシー利用料の助成、多胎妊娠に対する健診費用の助成のほか、産後の母親の身体的回復と心理的安定を促進する産後ケアに要する費用の助成を新たに予算に盛り込んでおります。妊娠期及び産後期のご家庭への継続事業としては、出産祝金として第1子及び第2子に3万円、第3子以降に5万円を町独自事業として支給し、国の出産・子育て応援交付金事業と並行して実施してまいります。

健やか安心基金を活用した医療費助成制度では、高校生までの医療費無料化や乳児健康診査及び妊婦健康診査における超音波検査、妊婦歯科検診の全額助成について引き続き実施することとし、予防接種事業では、おたふくかぜの予防接種費用の半額助成、インフルエンザワクチンの接種につきましては、中学2年生までのお子様には半額助成を、高校及び大学受験年齢に当たります中学3年生及び高校3年生には、全額助成を引き続き行ってまいります。

美術館及び文化会館において例年実施しております、夏休みのお子さま向けのイベントにつきましては、地域振興助成基金を活用し引き続き開催することとし、親子で参加する催し物としては、中学校の講堂にてファミリーコンサートの開催を計画をしております。

2つ目の「こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実」ですが、本町には、充実した保育、教育環境を誇るこど

も園、小学校、中学校が整備されており、同年代の全ての子ども達が、同じ学び舎で10年余りを共に過ごすことができます。この特長を生かし、園児、児童、生徒、教職員の交流事業などで連携を深め、一層の充実を図ってまいりたいと思っております。

まず、令和6年度における新たな取り組みでは、現在、姉妹都市交流事業の一環として、北海道恵庭市との間で職員の派遣及び受入れを不定期で相互に実施をしておりますが、令和6年度は、保育職員の同年度内での相互派遣事業を実施することとしております。

保育職員の相互交流を通じ、保育スキルの向上や異なった保育環境で得られる新たな知識をお互いの組織に還元することで、それぞれの組織レベルの向上につなげていければと考えております。

次に、国際交流事業についてですが、幼少期からグローバルな感覚を養い、国際的に活躍できる人材の育成を目指し、こども園への国際交流支援員並びに小中学校へのALTの配置はもとより、中学生の海外派遣、イングリッシュキャンプへの参加への助成についても、引き続き予算を計上しております。

海外派遣事業として例年予算計上をしております高校生のハワイへの語学留学につきましては、令和6年度は事業を見合わせ、代わりに中学生のニュージーランドへの派遣事業に対象の枠を増やして募集することとしております。

英検、漢検などの各種検定料の助成につきましては継続し、小中学生・高校生のみならず、全ての町民の皆様を対象としておりますので、積極的なご活用をお願いしたいと思います。

さて、令和6年度は、和木小学校が開校150周年を迎える年となります。

前年度に募集したマスコットキャラクターの発表及び啓発グッズによる周知のほか、タイムカプセルの開封や記念式典、講演会の開催、児童による企画イベントなど、在校児童はもちろん、卒業生や町民の皆様にも参加していただける事業の展開を計画しております。是非、より多くの皆様にご参加いただき、

伝統ある和木小学校の記念すべき年を、一緒にお祝いをしていただければと考えております。

次に、3つ目の「町民の元気を保つ、健康づくりの支援」でございます。

まず、令和6年度の新規事業として、带状疱疹の発症及び重症化、合併症の予防を目的に、带状疱疹ワクチンの予防接種費用の一部を助成する制度を新設いたします。50歳以上の方を対象に、1回1万円を上限として、2回分までを助成することとしており、財源は、米空母艦載機配備特別交付金を活用した健やか安心基金を充当することとしております。

各種がん検診につきましては、これまでどおり自己負担なしで受診いただけるよう予算計上しており、県内トップクラスの高い受診率を維持するとともに、皆様には引き続き年に1度は検診を受けていただくことで、がんの早期発見、早期治療につながるよう受診をお願いいたします。

また、聴覚異常の早期発見と適切な支援により、音声言語発達への影響を最小限に抑えることを目的に、新生児聴覚検査の全額助成を、そして、3歳児健診の際に、視覚異常を的確に発見し、適切な治療に結び付けることを目的に、屈折異常等視覚検査機器を新規に導入する予算を計上しております。

和木学園構想事業の一つとして、地域包括支援センターを中心として実施しております「あしゆび体操」「あいうべ体操」「あるこう運動」の「3つのあ」元気づくりプロジェクトは、引き続き推進していき、町民の皆様の運動機能や免疫力のアップを図ってまいります。

なお、令和6年度は、小学校を会場として、NHK夏季巡回ラジオ体操が、8月5日に開催されることとなっており、関連する諸所の予算を計上しております。町民の皆様におかれましては、是非、積極的にご参加いただき、今後の健康づくりのきっかけにいただければ幸いです。

4つ目の「防災・防犯体制の充実」では、ソフト、ハード両面から、災害に強いまちを目指してまいります。

まずは、令和5年度から開催を延期しております総合防災訓

練についてですが、令和6年度は大きく分けて2つの訓練を実施する予定としております。1つ目は、個別避難計画に基づく避難訓練で、瀬田・関ヶ浜分館を経由してコミュニティセンターに避難することで、同計画に基づく避難支援や連携要領について相互認識を図り、その実効性を確認する訓練となります。2つ目は、地震災害における本部機能訓練で、役場庁舎、和木中学校グラウンド及び体育館を会場として10月に開催する予定としております。具体的な訓練内容としては、シェイクアウト訓練、災害対策本部の活動訓練、消防団による消火・救出訓練、防災講話の開催による住民に対する防災意識の啓発を計画しております。

次に、防災情報の伝達手段といたしましては、防災行政無線、スマートフォン向けアプリやテレホンサービス、防災メールや気象観測システム等の運用関連経費について引き続き予算計上し、住民の皆さまに避難勧告等の防災情報を迅速かつ的確に伝達できる体制を維持してまいります。

ハード事業といたしましては、小型ガス発電機を避難所として想定される小学校、中学校、コミュニティセンターに各2台、瀬田・関ヶ浜両分館に各1台設置する費用を新たに予算計上しております。ガス発電機は、ガソリン式の発電機に比べ長時間の使用が可能で、各避難所において最低限の電気の確保を目的とし、瀬田・関ヶ浜分館においては打ち抜き井戸による水の確保が可能となります。

その他のハード事業としては、山口県防災行政無線再整備事業に係る経費や、岩国地区消防組合東出張所が整備する高規格救急自動車や指令兼広報車の購入経費の和木町負担分について予算を計上しております。

次に防犯対策に関する施策では、まず家庭用防犯カメラの設置費に対する補助金につきましては、犯罪の抑止効果への期待や、町民の防犯意識の高まりに対応するため、前年度の2倍の額で予算を計上しております。

また、和木駅西口の駐輪場に新たに防犯カメラを設置するとともに、町内各所に設置しております防犯カメラを維持する経

費も引き続き計上しており、安全、安心なまち作りを進めてまいりたいと考えております。

以上、和木町第5次総合計画の4つの重点施策に沿ってご説明させていただきましたが、この計画は令和7年度までの計画となっており、令和8年度からの本町のまちづくりの指針となります「第6次総合計画」の策定に取り組むための予算も計上しております。

それでは、その他の事業につきまして説明をさせていただきます。

まず、私が令和3年9月に3期目の町長に就任した際の挨拶でも少し触れさせていただいておりますが、この度北海道恵庭市のえこりん村様から2頭のアルパカをお譲り頂けることとなり、蜂ヶ峯総合公園のポニー広場に、アルパカの飼育小屋を整備する費用や輸送などの関連諸費用を新たに予算に盛り込んでおります。

蜂ヶ峯総合公園で2頭のアルパカの飼育を開始することで、来園者により親しんでいただけるような公園となるよう期待をしております。

次に、地域おこし協力隊事業についてでございますが、令和6年度は、地域プロジェクトマネージャー制度の活用を計画しております。

地域プロジェクトマネージャーとは、地域を"チーム"としてまとめる人材であり、チームとして機能させる際に、さまざまな立場にある人々の橋渡しを行いつつプロジェクトの進行をマネジメントできる人材を想定しています。

当初予算では、通常の協力隊員の他に、この地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を追加で計上をしております。

その他、多額の予算を伴う事業としては、国のDX推進計画の一環として取り組みをすすめております、標準化システムへの移行に伴う電算システムの改修費や緑ヶ丘団地第1棟の外構整備工事を計上しております。

一方、旧保育所の解体に係る設計業務や不用品廃棄、歴史資

料館の廃止に要する費用など、公共施設の除去に向けた予算も計上しております。

米空母艦載機配備特別交付金については、健やか安心基金、すくすくこども基金等への各種基金への積立のほか、前述いたしました避難所への小型ガス発電機の設置、中学校の外壁改修、文化会館の設備改修、コミュニティセンターの設備改修、斎場施設の改修、公共下水道設備の更新事業等に充当する予算としております。また、給食センターの今後の整備方針を検討するためのコンサル業務委託についても同交付金の活用して実施することとしております。

石油貯蔵施設立地対策等補助金につきましては、町道3路線の改良工事及び簡易水道配水管整備工事と、町民庭球場のオムニコート化など全面改修に向けた基金の積立を行うこととしております。

公債費につきましては、4億7,599万1千円で、令和5年度と比較して1,332万1千円、2.7%の減額となっており、令和6年度末の一般会計における地方債残高は、44億364万3千円となる見込みでございます。

最後に、令和6年度予算全体に係る変更点についてご説明させていただきます。

まず、任期6か月以上で週の勤務時間が一定の基準を超える会計年度任用職員について、新たに勤勉手当を支給する予算を全会計で合計約1,500万円計上しております。

次に、旅費規程における日当の見直しもさせていただきます。詳細につきましては、先の条例改正案でご説明させていただいた通りで、こちらは、全会計で約300万円の減額となる予定です。

以上、歳出についての説明とさせていただきます。

続きまして、歳入予算の内容につきましてご説明させていただきます。

まず、町税の個人町民税ですが、2億6,874万8千円で令和5年度と比較して、896万円、3.2%の減額、法人町民税におきましては、5,079万円で、92万円、1.8%

の増額を見込んでおります。

なお、個人町民税につきましては、令和6年度の税制改正に伴う定額減税見込額2,367万円を差し引いた額で計上しており、減税見込額の同額を地方特別交付金に振り替え計上をしております。個人町民税の減税見込額差引前での令和5年度との比較では1,471万円、5.3%の増額となっております。

次に固定資産税でございますが9億6,986万円、385万9千円、0.4%の減額となり、町税全体では、13億3,026万円、1,242万2千円、0.9%の減額となる見込みでございます。

その他の交付金につきましては、地方譲与税など5項目は増額、地方消費税交付金など4項目は減額となると見込んでおり、合計で、1,980万9千円の増額になると見込んでおります。地方交付税につきましては、9億1,000万円、令和5年度と比較し、2億7,000万円、42.2%の増額の見込みとしております。これにつきましては、令和5年度の普通交付税が、前年度の法人町民税の大幅増収により、減額となったことが要因となっております。

国庫支出金につきましては、米空母艦載機配備特別交付金を含め5億5,911万1千円、対前年度3,858万9千円、7.4%の増額としております。一方、県支出金につきましては、石油貯蔵施設立地対策等補助金を含め、1億9,345万5千円、対前年度1,671万4千円、8%の減額の見込みとなっております。

寄附金につきましては、令和5年10月のふるさと納税のルール改正に伴い、本町の主力となる返礼品が、対象品目外となったことにより、対前年度で1億500万円、95.5%の大幅な減収となる見込みでございます。

繰入金の内、「減債基金」から729万円を繰り入れることとしておりますが、これは、臨時財政対策債の償還金の財源とするため、令和5年度普通交付税を原資に減債基金に積み立てたものを、令和6年度及び令和7年度で繰り入れることとしております。

また、令和4年度に新設いたしました「公共施設等総合管理基金」からは、955万8千円の繰入を予定しております。

来年度の財政調整基金の取り崩しは、3億489万9千円を計上しており、令和5年度から1億5,389万4千円の減額となっております。前年度と比較すると、財政調整基金の取崩額は大幅に減少しておりますが、引き続き厳しい予算編成となっております。

なお、令和6年度末の財政調整基金残高は、約11億円となる見込みでございます。

最後に、町債の総額は1億1,090万円で、令和5年度と比較して2,990万円の減額としております。

結びにあたり、近年は世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会や経済は大きな転換を余儀なくされました。和木町におきましては、令和5年度に町制施行50周年の歴史的な節目を迎え、この節目の年を新たなスタートとして、より住みやすく、そして住み続けたいと思っただける町づくりを推進するため、50周年のキャッチフレーズでもある「笑顔つなぐ つなげる、和木のころ・未来。」のとおり、未来の世代に笑顔あふれる和木町の魅力をつないでいかなければなりません。

先送りできない課題も多々ございますが、引き続き財政健全化に取り組み、「緑の風薫る文化のまち和木町」の将来像に向かって、未来の世代へ引き継ぐことが、私たちが果たすべき役割ではないかと思っております。

議員の皆様、町民の皆様方にも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和6年度施政方針、並びに予算案の概要につきまして、説明申し上げます。本定例会に提出いたしました令和6年度予算案並びに諸議案について、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げまして、私の施政方針並びに新年度予算案の概要説明とさせていただきます。

議 長

日程第32 教育行政施政方針を議題とします。
施政方針の説明を求めます。
重岡教育長。

重岡教育長

議会の初日に当たり、令和6年度の教育行政の主な概要についてご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

新型コロナウイルスの感染状況は、ずいぶん落ち着いてまいりましたが、終息しているわけではありません。まだまだ油断できない日々が続いております。

しかしながら、昨年5月、感染症分類の2類から5類に移行し、各種の制限もなくなり活動が再開されました。

町制施行50周年を祝う各種の事業やイベントも、計画どおりに無事に終えることができました。

また、園小中では、子どもたちが心待ちにしていた各種の行事も実施され、たくさんの笑顔が園や学校に戻ってまいりました。

予測困難な時代を生き抜いていく子どもたちには、自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働する中で、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。

このことを十分に認識し、本町の教育行政を推進するにあたり、先ほど、町長の施政方針及び当初予算説明を踏まえ、教育行政の基本的な方針及び主要な施策の一端を申し述べさせていただきます。

昨年6月、新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。また、山口県教育委員会も、昨年10月に新たな教育振興基本計画を策定いたしました。

我が国や山口県の今後の教育の方向性を示す羅針盤となるべきもので、そこには教育政策のコンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つが掲げられています。

国や県の新しい教育振興基本計画には、和木町教育の「町ぐ

るみ和本学園」の全体構想と大いに重なるものであると感じております。

現在、「第3次和木町教育振興基本計画」に基づき、教育目標に「ふるさと和木に誇りと愛着を持ち、和木の将来を担う人づくり」を掲げて教育行政を進めているところです。

5か年計画の4年目となる来年度の「和木町教育方針」を策定しましたので、初めに、国や県の新たな教育振興基本計画の2つのコンセプトとの関連について申し述べさせていただきます。

1つ目の「持続可能な社会の創り手」については、育成の基本的な方針の1つに、教育デジタルトランスフォーメーションが取り上げられております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会全体でデジタルを活用していくことの重要性が飛躍的に高まりました。GIGAスクール構想による一人1台端末の整備にもつながったと考えられます。

本町では、GIGAスクール構想以前からICT環境を十分に活用した多様な学習に取り組んでまいりました。ICT教育を適正かつ確実に推進しているところです。これは、本町の教育の「強み」でもあります。

ICTを使うことが日常化するとともに、教育データを駆使して学びや働き方が変革するよう取組を進めてまいります。

2つ目の「日本社会に根差したウェルビーイング」という考え方の計画の中に、子どもたちのウェルビーイングを高めるためには教師のウェルビーイングを確保することが必要であると明記されています。

学校の働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進を、スピード感をもって進めていかなければなりません。

子どもたちに様々な力を身に付けさせる教員は、子どもたちの様子を見極め、絶えず指導内容や指導方法を研究し、より深みのある授業を提供していかなければなりません。教員自らが学ぶ姿勢や風土を醸成するとともに、各種の研修等を通して、

教員の授業力の向上に努めてまいります。教職員が志気高く誇りをもって働けるよう、教育委員会としても環境整備等に全力で取り組んでまいります。

それでは、来年度の主要な施策・事業等について、先ほど、町長が施政方針で述べられた内容と重複するものもございますがご説明したいと思います。

まず、小学校が、創立150周年を迎えます。

来年度は、タイムカプセルの掘り起こしや記念講演会などの様々なイベントや行事を小学校・小学校PTAを中心に、教育委員会も一緒になって企画してまいります。

中でも「夏期巡回ラジオ体操」の開催地にも選ばれ、大変に喜んでおります。小学校のグラウンドを会場にして、8月5日の午前6時30分から10分ばかり、NHKラジオで全国放送されますので、たくさんの町民の皆さんと一緒に「創立150周年」を祝いたいと計画しております。

次に、語学研修や各種検定の助成です。

国際化・グローバル化する社会を生き抜いていく子どもたちには、英語によるコミュニケーション能力を身に付けることが求められております。子どもたちが英語に触れ、積極的にコミュニケーションを図ることができる機会として、ニュージーランドへの海外語学研修や国内で開催されるイングリッシュキャンプを企画してまいります。ただし、ハワイへの語学留学については見合わせることにいたしました。

また、英語関係の検定や漢字検定、数学検定につきましても、子どもも大人も目標を持って取り組み、チャレンジしていただけるよう検定料の助成を行います。

次に、姉妹都市恵庭市への保育教諭及び教育使節団の派遣についてです。

来年度は、本町のこども園と恵庭市立すみれ保育園の保育職員を同時期に相互に派遣するという研修を計画しております。

教育使節団の派遣につきましては、隔年で実施することといたしました。来年度は和木町から恵庭市へ小中学生を派遣いたします。

次に、特別支援教育の推進といじめの防止、不登校対応の充実です。

特別支援教育の推進につきましては、関係機関や関係部署と連携を図りながら、全児童・生徒を対象とした支援の充実に努めているところです。誰一人取り残さない、誰にとっても分かりやすい授業を目指します。また、こども園においても、個に応じた適切な援助や支援の充実に努めてまいります。

小学校においては、特別支援学級が増える見込みです。現在の2学級が、4学級になる予定ですので、しっかり対応してまいります。

いじめ防止や不登校の対応につきましては、各学校において現在も取り組んでいるところではございますが、いずれも依然として増加傾向にあります。これまで以上に未然防止に力を入れる必要があります。

特に、子どもたちにインターネットを適切かつ安全に利用するスキルを身に付けさせ、SNSによるいじめ防止にも努めてまいります。適切に対応できる体制を整える必要がありますので、学校だけの取組にとどまらず、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら、社会全体で子どもたちを見守り、気持ちを受け止め、子どもたちをいじめから守る体制づくりを考えなければなりません。

教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、いじめや不登校などの特別な支援等を要する児童・生徒への更なる支援の充実に努めてまいります。

次に、学校行事をはじめとした特別活動の在り方についてです。

特別活動における各種の行事は、子どもたちの成長過程の中で大変貴重な機会となることから、コロナ禍においても、活動内容や公開の規模などを制限しながら実施してまいりました。

学校では、子どもや家庭の負担を考慮しつつ、学習指導要領の趣旨を踏まえた教育活動や教員の働き方改革推進の観点から、行事等については厳選し、実施時間の見直し等を行ってまいります。

令和6年第1回(3月)定例会

その中で、部活動におきましては、地域で子どもたちを育てるという意識の下、生徒の望ましい成長を支援できる体制や環境の整備を工夫していきたいと考えております。

次に、学校給食センターの整備計画につきましては、前回の議会においても基本構想等のご説明をし、準備を進めているところです。

来年度においても引き続き、現施設や設備の点検を行いながら、安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう努めてまいります。

なお、来年度も、中学校や文化会館、コミュニティセンターなどの施設や設備の工事・改修も実施する予定としております。安心・安全、快適で、末永く活用していただけるような施設・設備となるまで、しばらくのご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、令和6年度の主要な施策・事業等について述べさせていただきました。

学び続ける社会の形成を進めていくことは、町民一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの理念にもつながります。

全ての町民が生涯にわたって学ぶことのできる「町ぐるみ和木学園」という本町の教育行政を目ざし、和木町教育が持続可能な発展をしていくよう町長部局等と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方、並びに町民の皆様方のご理解・ご協力をお願い申し上げまして、令和6年度の教育行政施政方針といたします。

議

長

日程第33 議案第24号 令和6年度和木町一般会計予算

日程第34 議案第25号 令和6年度和木町国民健康保険特別会計予算

日程第35 議案第26号 令和6年度和木町介護保険事業特別会計予算

日程第36 議案第27号 令和6年度和木町後期高齢者医療特別会計予算

日程第37 議案第28号 令和6年度和木町簡易水道事業
会計予算

日程第38 議案第29号 令和6年度和木町公共下水道事
業会計予算

以上6議案を町長の施政方針及び教育行政施政方針を議案
説明にかえ、議事進行上、一括して議題とします。

直ちに質疑に入ります。

議 長 町長施政方針及び教育行政施政方針並びに議案第24号から
議案第29号までの6議案について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

議 長 おはかりします。

議案第24号から議案第29号までの6議案については、議
長を除く9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置
し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議案第24号から議案第29号までの6議案に
ついては、議長を除く9人の委員をもって構成する、予算特別
委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しまし
た。

議長

ここで暫時休憩いたします。
協議したいことがありますので、全員協議会室にお集まりください。

休 憩 12時 18分

再 開 12時 20分

議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

議長

休憩中に行われました委員会において、委員長に嘉屋富公君、副委員長に上田丈二君が選任されましたのでご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までにその結果を議長に報告していただきますようお願いいたします

議長

日程第39 議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画
総 務 課 長

議案第30号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてご説明をいたします。

本議案は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約を変更することに関して、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、令和6年4月1日より、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査会事

令和6年第1回(3月)定例会

務を共同処理する団体に、萩・長門清掃一部事務組合を加え、また、併せて、規約の別表第1及び第2の各項の団体名について、団体コード順となるよう改正するものでございます。

なお、この規約の変更は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第30号の説明を終わります。

議

長

本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議

長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
よって、本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

閉 会 12時 23分